



2012（平成24）年8月9日

各 位

会社名 生化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 水谷 建  
（コード番号 4548 東証第一部）  
問合せ先 総務部長 鳥居美香子  
（TEL. 03-5220-8950）

## Gel-One®特許侵害訴訟における勝訴判決に関するお知らせ

当社および、Zimmer, Inc.（本社：米国インディアナ州）とその関連会社（以下、「ジンマー社」）が、Genzyme Corporation（本社：米国マサチューセッツ州、以下、「ジェンザイム社」）より提起されていた単回投与の関節機能改善剤 Gel-One®（ジェル・ワン）に関する特許訴訟（以下、「本訴訟」）について、2012年8月7日にマサチューセッツ地区米国連邦地方裁判所（以下、「裁判所」）が当社およびジンマー社の特許侵害を否定する判決を下しましたので、お知らせします。

なお、ジンマー社は、米国での Gel-One®の独占販売代理店です。

### 記

#### 1. 判決までの経緯

当社およびジンマー社は、2011年3月に当社が米国食品医薬品局（以下、「FDA」）の承認を取得した Gel-One®の販売等がジェンザイム社の保有する2件の米国特許（5,399,351 および 7,931,030）を侵害するものとして、同年4月に同社から本訴訟を提起されました（5,399,351 特許に基づく請求は2012年2月に取り下げ）。

その後、2012年8月3日に、陪審が特許侵害を否定するとともに特許を無効とする評決を出したことを受け、裁判所は同年8月7日に以下の内容の判決を下しました。

#### 2. 判決の内容

- ①被告（当社およびジンマー社）が、FDA が承認した Gel-One®を、米国で使用し、販売し、輸入し及び／又は販売の申し出をすることは、米国特許 7,931,030 を侵害していない。
- ②（ジェンザイム社が主張していた）米国特許 7,931,030 のクレーム 5、7、8 及び 32 は、米国特許法 103 条に基づく自明性を理由に無効である。

#### 3. 今後の見通し

本判決を受けて、当社およびジンマー社は本格販売開始の準備を進めていきます。

なお、今後の経過により当社業績に重大な影響が生じることとなった場合には、速やかに開示します。

以上

本件に関するお問い合わせは次にお願います。

生化学工業株式会社 総務部 I R・広報担当

田中・小西 TEL. 03-5220-8950